

コンプライアンス

日本化薬グループは、コンプライアンスを法令遵守はもとより社会規範や社会からの要請に応えるものとして広く捉えています。

日本化薬グループの行動憲章・行動基準

日本化薬グループは「コンプライアンスは企業活動における最優先課題」として2000年に「行動憲章・行動基準」を制定しました。その後、2011年にISO26000（組織の社会的責任ガイダンス規格）を踏まえた内容に改定し、2020年には持続可能な社会の実現に向けて、自主的に実践していくことを目的として改定しました。

日本化薬グループ行動憲章

事業活動について

1. 日本化薬グループは、製品・サービスの安全性・信頼性に十分に配慮し、お客様との対話と適切な情報提供を通して、お客様の満足を追求した製品・サービスを提供します。
2. 日本化薬グループは、すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。
3. 日本化薬グループは、すべての事業活動において人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がい等による理由で不当な差別を行いません。
4. 日本化薬グループは、会社の資産を適切に管理・活用し、事業活動の効率化を図り、継続的な発展に努めます。
5. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動や、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。

社会との関係について

6. 日本化薬グループは、各国・各地域の文化・宗教・伝統等を尊重し、社会との協調を図り、良き企業市民として社会の発展に貢献します。
7. 日本化薬グループは、事業活動に関する情報を、ステークホルダーに対して客観的事実に基づき適時適切に開示します。また、ステークホルダーと建設的な対話を通じて企業価値の向上を図ります。
8. 日本化薬グループは、持続可能な社会・環境に貢献するため、地球環境への影響を常に考慮し、関連法令等の遵守はもとより自主基準を設定して、自然と調和のとれた事業活動をめざします。

情報の取り扱いについて

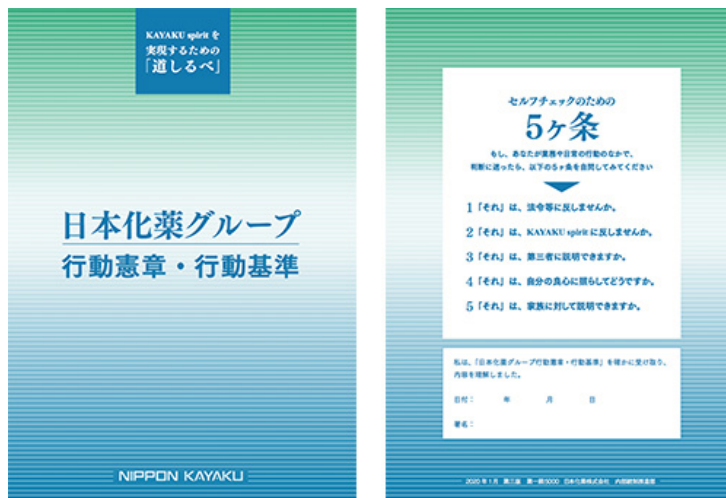
9. 日本化薬グループは、事業活動を通じて保有した情報を適切に保護し、情報管理に万全な対策を講じます。また、情報の財産的価値を認識し、他者の知的財産等の権利を尊重します。

会社と個人との関係について

10. 日本化薬グループは、労働関連法令を遵守し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、個人の基本的な人権や多様性、人格、個性を尊重します。

経営トップの役割と本憲章の徹底

11. 日本化薬グループの経営に携わる者は、本憲章の精神の実現が自らの役割と責務であることを認識して経営にあたり、すべての従業員に周知徹底します。また、グループ内外の声を把握し、実効あるグループ内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。本憲章の精神に反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。



日本化薬グループの行動憲章・行動基準

腐敗防止、反競争的行為の防止に関する取り組み

日本化薬グループ行動憲章・行動基準では、すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行うこと、取引に関連して贈賄等の不正行為の禁止を掲げています。

日本化薬グループ行動憲章・行動基準とISO26000との関係

日本化薬グループ行動憲章・行動基準とISO26000との関係

日本化薬グループ行動基準	ISO26000(1)の項目との対応					
	組織的ガバナンス	人権	労働関係	環境	消費者	社会と関係機関
<p>■ 事業活動について</p> <p>1. 日本化薬グループは、製品・サービスの提供に積極的に十分に関与し、お客様との間に適切な信頼関係を築き、お客様の満足度を高めること、サービスを提供します。</p> <p>2. 日本化薬グループは、すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明な競争を行うこと、取引に関連して贈賄等の不正行為の禁止を掲げています。</p> <p>3. 日本化薬グループは、すべての事業活動において、人を尊重し、性別、年齢、国籍、民族、宗教、障害の有無による差別を許さず、公平な機会を与えます。</p> <p>4. 日本化薬グループは、全ての関係者との間で、透明に取引し、誠実な取引を行います。</p> <p>5. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に貢献する、反社会的勢力の排除、サイバー攻撃、自衛隊の支援、防衛産業の発展を推進します。</p>	<p>第1章 事業活動についての行動基準</p> <p>1 製品の安全性と品質</p> <p>2 製品情報の提供</p> <p>3 公正、公平な取引</p> <p>4 過度な贈答・接待行為の禁止・授受の禁止</p> <p>5 人権の尊重</p> <p>6 利益相反の禁止</p> <p>7 会社資産の適切な保護・有効活用</p> <p>8 業務改善に向けた積極的な取り組み</p> <p>9 反社会的勢力の排除</p> <p>10 危機対応の徹底</p>					
<p>■ 社会との関係について</p> <p>6. 日本化薬グループは、製品・サービスの提供に積極的に十分に関与し、お客様との間に適切な信頼関係を築き、お客様の満足度を高めること、サービスを提供します。</p> <p>7. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に貢献する、反社会的勢力の排除、サイバー攻撃、自衛隊の支援、防衛産業の発展を推進します。</p> <p>8. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に貢献する、反社会的勢力の排除、サイバー攻撃、自衛隊の支援、防衛産業の発展を推進します。</p>	<p>第2章 社会との関係についての行動基準</p> <p>11 各国・各地域の文化・宗教・伝統等の尊重</p> <p>12 社会貢献活動</p> <p>13 地域社会との交流</p> <p>14 透明適切な情報の開示</p> <p>15 環境との共生</p> <p>16 環境保全の取り組み</p>					
<p>■ 情報セキュリティについて</p> <p>9. 日本化薬グループは、事業活動を通じて得た個人情報、営業秘密、知的財産、その他の重要な情報を適切に保護し、漏洩防止に努めます。また、情報セキュリティの確保に努めます。</p>	<p>第3章 情報の取り扱いについての行動基準</p> <p>17 企業情報の保護</p> <p>18 個人情報の保護</p> <p>19 情報システムの適正な利用</p> <p>20 インサイダー取引の禁止</p> <p>21 株主の権利の尊重</p>					
<p>■ 労務と人権との関係について</p> <p>10. 日本化薬グループは、労働環境を改善し、公正で透明な取引、誠実な取引を行います。</p>	<p>第4章 労務と人権との関係についての行動基準</p> <p>22 労働環境の保持</p> <p>23 ハラスメントの禁止</p>					
<p>■ 経営トップの役割と事業の発展</p> <p>11. 日本化薬グループの経営者は、事業の発展のために、自らの責任と権限を適切に行使し、経営の発展に努めます。</p>						

> [日本化薬グループ行動憲章・行動基準とISO26000との関係](#)

> [日本化薬グループ贈収賄防止基本方針](#)

日本化薬グループ行動憲章・行動基準とISO26000との関係

日本化薬グループ行動憲章	日本化薬グループ行動基準	ISO26000中核課題との対応							
		組織統治	人権	労働慣行	環境	公正な事業慣行	消費者問題	コミュニティ参画および開発	
■ 事業活動について	第1章 事業活動についての行動基準								
<p>1. 日本化薬グループは、製品・サービスの安全性・信頼性に十分に配慮し、お客様との対話と適切な情報提供を通して、お客様の満足を追求した製品・サービスを提供します。</p> <p>2. 日本化薬グループは、すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。</p> <p>3. 日本化薬グループは、すべての事業活動において人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がい等による理由で不当な差別を行いません。</p> <p>4. 日本化薬グループは、会社の資産を適切に管理・活用し、事業活動の効率化を図り、継続的な発展に努めます。</p> <p>5. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動や、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。</p>	1	製品の安全性と品質				●	●		
	2	製品情報の提供				●	●		
	3	公正、公平な取引				●	●		
	4	過度な贈答・接待行為の供与・授受の禁止				●			
	5	人権の尊重		●	●			●	
	6	利益相反の禁止				●		●	
	7	会社資産の適切な保護・有効活用				●			
	8	業務改善に向けた積極的な取り組み			●	●	●		
	9	反社会的勢力の排除				●			
	10	危機対応の徹底			●		●	●	
■ 社会との関係について	第2章 社会との関係についての行動基準								
<p>6. 日本化薬グループは、各国・各地域の文化・宗教・伝統等を尊重し、社会との協調を図り、良き企業市民として社会の発展に貢献します。</p> <p>7. 日本化薬グループは、事業活動に関する情報を、ステークホルダーに対して客観的事実に基づき適時適切に開示します。また、ステークホルダーと建設的な対話を通じて企業価値の向上を図ります。</p> <p>8. 日本化薬グループは、持続可能な社会・環境に貢献するため、地球環境への影響を常に考慮し、関連法令等の遵守はもとより自主基準を設定して、自然と調和のとれた事業活動をめざします。</p>	11	各国・各地域の文化・宗教・伝統等の尊重		●	●	●	●	●	●
	12	社会貢献活動							●
	13	地域社会との交流				●			●
	14	適時適切な情報の開示					●	●	●
	15	環境との共生				●			
	16	環境保全の取り組み				●			
■ 情報の取扱いについて	第3章 情報の取り扱いについての行動基準								
<p>9. 日本化薬グループは、事業活動を通じて保有した情報を適切に保護し、情報管理に万全な対策を講じます。また、情報の財産的価値を認識し、他者の知的財産等の権利を尊重します。</p>	17	企業情報の保護				●			
	18	個人情報の保護		●			●	●	
	19	情報システムの適正な利用					●		
	20	インサイダー取引の禁止					●		
	21	他者の権利の尊重					●		
■ 会社と個人との関係について	第4章 会社と個人との関係についての行動基準								
<p>10. 日本化薬グループは、労働関連法令を遵守し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、個人の基本的な人権や多様性、人格、個性を尊重します。</p>	22	労働環境の保持		●	●				
	23	ハラスメントの禁止		●	●				
■ 経営トップの役割と本憲章の徹底									
<p>11. 日本化薬グループの経営に携わる者は、本憲章の精神の実現が自らの役割と責務であることを認識して経営にあたり、全ての従業員に周知徹底します。また、グループ内外の声を把握し、実効あるグループ内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。本憲章の精神に反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。</p>			●						

日本化薬グループ贈収賄防止基本方針

制定：2021年6月21日

I. 前文

日本化薬は、贈収賄の未然防止に関する基本的な考え方、適用範囲および遵守すべきルールを社内外へ明らかにするため、「日本化薬グループ贈収賄防止基本方針(以下、本基本方針)」を策定しました。本基本方針は、日本化薬グループのすべての役員および従業員(社員・準社員・契約社員・顧問・嘱託・パート・アルバイト等)に適用されます。

II. 概要

日本化薬グループは、企業ビジョン **KAYAKU spirit** 「最良の製品を不断の進歩と良心の結合により社会に提供し続けること」の実現に向け、高い倫理観を持ちながら、経営戦略と一体となった **CSR** 経営を実践するために、日本化薬グループ行動憲章・行動基準を策定しています。この行動憲章・行動基準には、「すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。」ならびに、「各国・各地域の関連法令等を遵守し、国際規範および文化・宗教・伝統等を尊重します」と定めています。

さらに、日本化薬グループは事業のグローバル展開が年々進む中、国内外での贈収賄防止体制の整備・強化をグループ全体で取り組むべき重要課題と考えています。

III. 宣言

日本化薬グループは、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法 (**Foreign Corrupt Practices Act:FCPA**)、英国の贈収賄法 (**Bribery Act:UKBA**)、中国の商業賄賂規制をはじめ、日本化薬グループが事業を展開する各国・各地域の贈収賄を防止する法令・規制を遵守します。また、日本の国家公務員倫理法・国家公務員倫理規定およびこれらに準じる特殊法人・地方公共団体等の定める倫理関連規定や、各国の公務員等*1に関する法令等に違反するような行為を行いません。

IV. 遵守事項

1. 公務員等に対する贈賄の禁止

国内外の公務員またはこれに準じる立場の者(以下「公務員等」)の職務行為に影響を及ぼすことを目的とし、当該公務員等に直接あるいは間接に関わらず、不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益*2の供与、申し出または約束は一切行いません。

国内外で公務員等から不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与を要求された場合は、これを拒絶し、状況に応じて関係機関に連絡します。

2. 代理店等への支払い

日本化薬グループが業務を委託する代理店やコンサルタント等（以下「代理店等」）への支払いおよびその一部が、公務員等への不正な働きかけ等に流用されること、またはその可能性があることを知った場合、支払いは行いません。

3. 公務員等以外の取引先様に対する接待・贈答

国内外を問わず、公務員等に該当しない取引先様、またはその役職員にも各国法、業界コード、社内規程等を遵守し、社会通念上妥当な範囲を超えた接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与は行いません。

4. 被接待・被贈答

取引先様からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える金品の贈答は受けません。

5. 寄付行為

不正にビジネス上の便益を得たり、確保する目的で、助成金、政治献金等の寄付行為は行いません。

6. 記録の管理

贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、すべての取引および資産の処分について適宜・正確に会計記録を作成し、保管します。

取引先様へのお願い

本基本方針は日本化薬グループの贈収賄防止に関する考え方をまとめたものであり、本基本方針の実行には、取引先様のご理解とご協力が不可欠であると考えています。本基本方針および関連法規等に違反する行為、または違反が疑われる行為が認められた場合は、取引のある日本化薬グループ各社にご連絡ください。

また、違反行為または違反が疑われる行為に関し、日本化薬グループ各社または、関係当局による調査にはご協力いただきますようお願いいたします。

*1 「公務員等」とは、各国・地域の立法・行政・司法その他の公的業務を担う者およびその候補者、政府機関の役人および政府が所有・運用する企業その他の団体職員、政党の役職員、各国・地域やその政府により構成される公的国際機関の役職員をいいます。

*2 「贈答・便益その他の経済的な利益」とは、現金と同等のもの、贈答品・サービス・雇用・ローン・旅費・飲食・招待（スポーツ観戦や観劇、旅行）・寄付・日当・謝礼等、その名目を問わず利益になるものがすべて含まれます。ただし、各国・地域に適用されている腐敗行為・贈収賄防止法令等において適法かつ健全な商習慣、社会通念に照らし節度ある範囲内である場合は除きます。

コンプライアンスの浸透と醸成

日本化薬グループは、コンプライアンスの浸透と醸成を図るため、教育研修や職場ごとにコンプライアンスアクションプランを策定し、職場での具体的な活動を実施しています。年度を通じた活動結果を評価したうえで、継続的な啓発に取り組んでいます。

■コンプライアンス推進月間とコンプライアンス意識調査

日本化薬グループの国内では、毎年10月を「コンプライアンス推進月間」とし「コンプライアンス意識調査」を実施しています。

コンプライアンス意識調査の集計や分析結果については、コンプライアンス推進に関する各職場の課題を抽出したうえで、改善のコメントを含めそれぞれの職場へフィードバックしています。各職場は、これを参照して次年度のコンプライアンスアクションプランを策定し、意識向上のためにPDCAを回しています。

コンプライアンス意識調査の分析は、2015年度よりコンサルタント会社と契約し、他社との比較や改善提案など客観的な意見を各職場へフィードバックして改善を要請しています。

■コンプライアンス教育研修

日本化薬グループの国内のコンプライアンス教育研修は、毎年テーマを決めて実施している他、職場ごとに定例会議などの場を利用した勉強会や事例を基にした研修を行っています。2020年度コンプライアンス研修は「パワーハラスメント法制化について」という内容で実施しました。すべての社員に対して研修機会とプログラムを提供するために、日本化薬ではeラーニングを中心に研修を実施し、関係会社では、集合研修を主体に行いました。



2019年度の実施風景



■海外グループ会社への浸透

日本化薬グループは、海外のグループ会社の売上合計が半分近くとなり、従業員数はすでに半数を上回っています。特に中国グループ会社7社の従業員数は1,000人近くになり、KAYAKU spiritやコンプライアンスの浸透が重要視されます。

毎年、中国グループ会社の総経理と倫理担当者が集まり倫理担当者会議を開催し、各社のコンプライアンスへの取り組みや課題の報告、課題や問題点の抽出と対策について話し合います。

また、当社内部統制推進部とKSC※の法務担当が協力して、現地従業員へのコンプライアンス研修を各社で行います。

今後も各国の現状を踏まえ、他部署との連携を深め、より効果的かつ効率的なグローバルコンプライアンス活動になるよう取り組んでいきます。



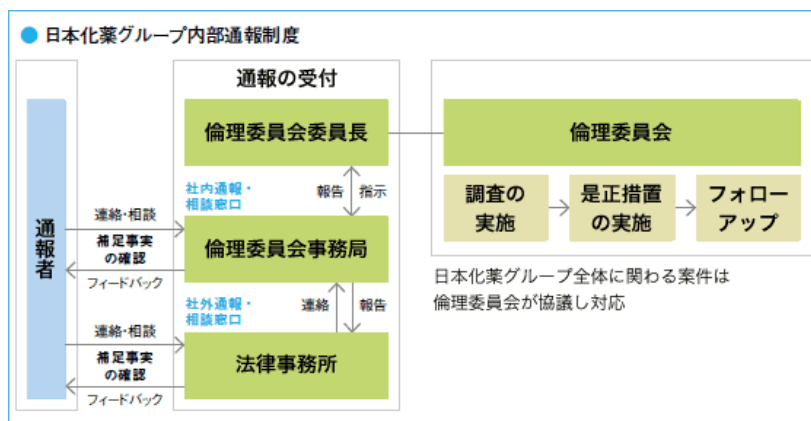
中国グループ会社2019年度の実施風景

※ KSC：化薬（上海）管理有限公司 中国にある管理会社



■内部通報制度

内部通報制度を制定し、「コンプライアンス・ホットライン」を社内と外部に設置しています。コンプライアンス違反につながる事象を防止、早期に是正することに努めています。また、これら窓口の通報者に対して、相談・通報したことを理由にいかなる不利益取扱いを行ってはならないことを「日本化薬グループ内部通報処理規程」に明記しています。



過去3年間の通報・相談件数と内容

2020年度は、7件の通報・相談があり、この通報・相談は事業の運営に影響をおよぼすような重大な案件ではありませんでした。通報・相談に対しては事実確認や調査と必要に応じて是正措置を行いました。

今後も内部通報制度の現状と意義の周知をすることにより、不正・不祥事の未然防止・早期発見・拡大防止をしていきます。

通報相談内容	2018年度	2019年度	2020年度
パワハラ・セクハラ等ハラスメント	4	8	6
会社のルールやマナー違反	3	2	0
労務・労働関係	2	1	1
その他	0	0	0

政治に関する献金

2017～2020年度の政治団体への寄付金は以下の通りです。

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
115万円	115万円	118万円	113万円

お取引先からのコンプライアンス・ホットライン

日本化薬グループは、法令違反などの行為に関する「お取引先からのコンプライアンス・ホットライン」を設置しております。以下1～5をご確認いただき、通報される場合は、6の「お取引先からのコンプライアンス・ホットライン」より、ご相談・通報ください。

1. ご利用対象者

国内の日本化薬グループ会社と業務上の取引をしているお取引先の役員・従業員の方。

2. 相談・通報の対象

国内の日本化薬グループ会社の従業員が、法令違反行為・反倫理的行為を行っている、または行おうとしているのを発見した場合。

3. 相談・通報先

日本化薬株式会社倫理委員会事務局

4. 相談・通報にあたってのお願い

ご通報者の勤務先名・氏名・所属部署名をご明示ください。なお、事情により勤務先名、氏名などのご明示ができない場合は匿名での相談・通報もお受けしますが、事実確認や調査に支障をきたす恐れ、調査結果・再発防止策等の回答が行えない恐れがあります。

5. 相談・通報者の保護

ご利用者の個人情報等は、調査等に必要範囲でのみ使用し、当社の「個人情報保護方針」に基づいて厳重に取り扱います。

6. 相談・通報の方法

ご相談・通報は「[お取引先からのコンプライアンス・ホットライン](#)」よりお願いします。